

農地の転用には許可が必要です

農地転用とは？

農地転用とは、農地を農地でなくすること、例えば住宅、駐車場、山林・畜舎などに土地利用を変更することです。このような場合は、あらかじめ県知事の許可を得る必要があります。

また、転用許可は全ての農地が対象となり、地目が農地でなくても、耕作の用に供されている土地も農地と見なされます。

申請の方法は？

申請には、農地法による二つの申請があります。

申請は、3支所の農業委員会（財部支所2階、末吉支所1階、大隅支所2階）で受け付けております。

締切日は、毎月10日（10日が土日の場合は翌日）です。

4条申請………自分名義の農地を転用する

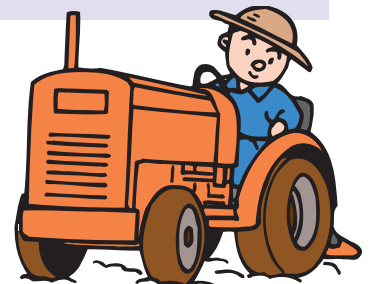
- 自己所有農地に植林する など



5条申請………他人名義の農地を買ってまたは借りて転用する

- 住宅を建てるため農地を買う、借りる
- 資材置場、駐車場として利用するため農地を買う、借りる など

※ 仮設事務所など農地を一時的に利用する場合、盛り土などにより農地の形状を変更する場合にも許可または届出が必要です。事前に農業委員会へ相談されるようお願いいたします。



無断転用には厳しい罰則があります！

許可を受けずに行った行為は、農地法違反になります。農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、県知事は工事の中止、原状回復命令を命ずることができます。

これに従わない場合は、懲戒は罰金などが科せられます。